2022年5月23日

「人権」をとりまく状況・課題について

1 さまざまな人権課題

被差別部落と人権、アイヌ民族と人権、沖縄の人びとと人権、外国につながる人びとと人権、障害者と人権、男女平等と人権、性的少数者と人権、高齢者と人権、疾病・患者と人権、平和と人権、労働と人権、環境と人権、表現の自由と人権、企業と人権、地方自治と人権(『新・21世紀の人権』より)

2 人権指針策定自治体(神奈川県)

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、藤沢市、平塚市、鎌倉市、 小田原市、大和市、厚木市、伊勢原市、秦野市

3 COVID-19 (新型コロナウイルス) と差別

アジア系の人々への差別/感染者および家族に対する差別/医療従事者等に対する差別/感染拡大地域に対する差別/ワクチン未接種者に対する差別/医療へのアクセスに関する格差/感染リスクに関する格差(人口集中、職種、水・衛生など)/経済状況悪化による貧困問題

- →身近に差別や人権侵害が起こると「人権」を意識する
- ○感染症と差別 ハンセン病/HIV(ヒト免疫不全ウイルス)・AIDS(後天性免疫不全症候群)

4 男女平等の課題

- ○ジェンダーギャップ(男女格差)指数(世界経済フォーラムが発表)日本は156か国中120位【経済117位、政治147位、教育92位、医療65位】(2021年3月31日発表)
 - <参考> 1 位アイスランド: 0.892、30 位米国: 0.763、107 位中国: 0.682
- ○政府が社会保障政策等を立案する際の標準世帯モデル 「夫婦(夫・サラリーマン、妻・専業主婦)と子ども2人」 ※性別役割分業意識 夫婦と子ども(子どもの人数は問わない)≒約3割≒単身世帯 共働き世帯(夫婦ともに非農林業):1,240万世帯、専業主婦世帯:571万世帯(2021年3月 総務省)
- ○就業者数 女性: 2,859万人、男性: 3,672万人非正規率 女性: 55.5%、男性: 21.9%非正規が不本意であると回答した人数 女性: 139万人、男性: 134万人

現在働いていない女性(出産、子育て等)のうち 262 万人が就業を希望 (2017 年 内閣府男女共同参画局)

○生理の貧困(内閣府男女共同参画局)

神奈川人権センターから自治体への政策・施策要望「ジェンダー平等の観点から、経済的な負担がかかる生理用品については、学校をふくむ公共施設の女性用トイレおよび共用トイレにトイレットペーパーと同様に常備すること。」(2021年7月)

・初経から閉経までの期間は平均38年間

その間の生理期間を合計すると平均6年9か月

・生理用品購入費用:生涯で34万円超(医療費などを含むと100万円以上)(2016年 マイナビウーマン調査)

○選択的夫婦別姓制度

- ・「憲法第24条(家族生活における個人の尊厳と両性の平等)婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
 - 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族 に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的 平等に立脚して、制定されなければならない。|
- ・「民法第 750 条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の 氏を称する。」 ※約 95%が夫の姓を称する現実→男女平等に反する か
- ・2015 年 12 月、2021 年 6 月 最高裁において民法第 750 条について合 憲判決(2015 年:裁判官 15 人のうち 10 人合憲、5 人違憲、2021 年: 11 人合憲、4 人違憲)

「どのような制度をとるのが妥当かという問題と、憲法違反かどうかを裁判で審査する問題とは次元が異なる。制度のあり方は国会で議論され、判断されるべきだ。」(2021 年判決文から抜粋)→民法第 750 条は憲法違反とはいえない。どのような制度がよいかは国会で議論して決めるべきだ。

・民法第750条で生ずる問題は、姓の変更を強制されない自由や男女間

の不平等の問題ではなく、同姓許容カップルと別姓希望カップルとの 間の不平等→別姓希望カップルは法律婚ができない(憲法学者・木村 草太さん)

- ・「憲法 24 条は、(中略) 婚姻をするかどうか、いつ誰と婚姻するかについては、<u>当事者間の自由かつ平等な意思決定に委ねられるべき</u>であるという趣旨を明らかにしたもの」(2015 年判決文から抜粋)
- ○神奈川県内でパートナーシップ宣誓制度を制定している自治体 横須賀市、小田原市、横浜市、鎌倉市、相模原市、逗子市、川崎市、葉山 町、大和市、藤沢市、茅ヶ崎市、南足柄市、大井町、松田町 (2021年 10月11日現在) ※アンダーラインの自治体→事実婚は対象外
- ○「男らしさに関する意識調査(The Man Box 調査)」(2021 年 11 月 16 日 電通総研)
- 5 DV (ドメステッィク・バイオレンス)
 - ○DV 被害認知件数推移(2021 年 警察庁) 2016 年 女性 59,412 件 (85.0%)、男性 10,496 件 (15.0%) 2019 年 女性 64,392 件 (78.4%)、男性 17,815 件 (21.6%) 2020 年 女性 63,165 件 (76.4%)、男性 19,478 件 (23.6%)
 - ○DV 相談件数(2021 年 内閣府男女共同参画局) 2019 年 119,276 件、2020 年 190,030 件→1.6 倍
 - ○DV 防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律) (2001 年施行)

配偶者の定義:法律婚・事実婚・元法律婚・元事実婚の相手、生活の根拠 を共にする交際相手・元交際相手

法律の内容:相談(配偶者暴力相談支援センター 全国に 300 か所)/発見者による通報(医療関係者:本人の意思尊重、守秘義務違反にあたらず)/緊急一時保護(シェルター)/保護命令(被害者への接近禁止、被害者への電話等禁止、被害者の同居の子どもへの接近禁止、被害者の親族への接近禁止、住居からの退去命令)

○DV 防止法の改正について

保護命令の対象に精神的暴力、性暴力を加える/SNS でのつきまとい等を禁止行為に追加する(現行は電話、メール)/保護命令違反の罰則の加重について(1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金→2年以下の懲役又は 200万円以下の罰金)/接近禁止命令期間の拡大・延長/加害者プログラム取組推進/退去命令期間延長(現行2か月→6か月)

- 被害者は逃げることしかできないのか
- ・社会は加害者にどのように対応していくべきか
- ・男性、MtF(Male to Female)トランスジェンダーの被害者支援
- ○「DV に悩む男性のための電話相談」(神奈川人権センター 2010 年開始) から聞こえてくる声
- ○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律案」(超党派による議員立法、第 208 国会参院先議で審議中)→売春防止法(1956 年)に基づく婦人保護事業(売春をするおそれのある女性を保護・更生させる事業)から、困難な問題を抱える女性の自立を包括的に支援する事業へ(婦人

相談所→女性相談支援センター、婦人相談員→女性相談支援員、婦人保 護施設→女性自立支援施設、民間団体との協働による女性支援等)

- 6 外国につながる人びとと人権
 - ○神奈川県内の外国人人口の推移 ※ () 内は藤沢市

1990 年 77,351 人 (3,159 人)、2000 年 123,179 人 (3,941 人)、2010 年 171,439 人 (3,972 人)、2015 年 174.427 人 (4,243 人)、2020 年 226,766 人 (6,625 人) [中国 73,136 人 (1,256 人)、韓国 27,964 人 (795 人)、ベトナム 24,269 人 (705 人)、フィリッピン 23,076 人 (425 人)、ブラジル 8,866 人 (582 人)]

- ○新型コロナウイルスにかかわる外国人への対応に関する要望 (2021 年 12 月 神奈川人権センターと外国人支援をおこなっている 6 団体)
 - ・神奈川県内33基礎自体に対して「①給付金に関する案内やコロナワクチン接種に関する通知など重要な文書の発送にあたっては、封筒の表面に通知内容の概要に関して、ふりがなつき日本語のほか多言語で表記すること。②コロナ禍による失業・休業などにより困窮している外国人に対して、多言語で対応できる相談窓口を設置すること。③外国人への相談対応や支援にあたっては、県内の外国人を支援する民間団体などと協力・協働していくこと。」
 - ・神奈川県に対して「(上記①②③に加えて) ④コロナワクチン接種にあ たっては、オーバーステイの外国人について入管への通報義務を免除 する旨の厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの事

務連絡「新型コロナウイルス感染症対策を行うに当たっての出入国管理及び難民認定法第 62 条第 2 項に基づく通報義務の取扱いについて」 (2021年6月28日付)の主旨を基礎自治体に周知徹底すること。」

- ○ヘイトスピーチ(Hate Speech 憎悪表現、差別煽動)

 人種、出身国、民族、宗教、性的指向、性別、容姿、健康(障害)などに

 基づいて個人や集団を攻撃、脅迫する言動
- 〇ヘイトスピーチ解消法(本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消 に向けた取組の推進に関する法律)2016 年施行

「第1条(目的) この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。」

- ○川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例(2019年制定)→ヘイトスピーチに対して刑事罰を導入(ヘイトスピーチ解消法「第4条(国及び地方公共団体の責務)2項 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。」)
- ○人権条例の答申案を審議中の相模原市人権施策審議会の外国籍委員に対して、日本第一党神奈川県本部が街頭においてヘイトスピーチ繰り返す (2022年1月)
- 鎌倉市議会におけるヘイトスピーチ→横浜地裁(2021年12月24日):上畠寛弘元鎌倉市会議員が議会において特定の在日コリアン個人(原告)

に対して、実名を挙げて、「私、特に出身が出身なだけに本当に怖い」(上 畠元市会議員)と発言したことなどについて、「原告が在日コリアンの出 自を持つことから、被告上畠は強い恐怖心を感じるという意味の発言で あり、在日コリアンに対する差別意識を前提に、在日コリアンという原 告の出自を理由に原告を不当に貶める差別的発言」(判決文より抜粋)で あるとして国家賠償法上の違法性を認め、鎌倉市に損害賠償の支払いを 命じる→鎌倉市は控訴せず→議会での議員の発言を差別発言としてそ の責任を認めた判決が確定→鎌倉市は原告に損害賠償金及び遅延損害 金の合計額 136,641 円を支払う(2022 年 2 月)→鎌倉市は上畠元市会 議員に求償権を行使して鎌倉市の支払った金員を請求

・「憲法第51条(議員の発言表決の無答責)両議院の議員は、議院で行った演説、討論 又は表決について、院外で責任を問はれない。」

○技能実習制度

- ・技能実習生の失踪者数
- 2015 年 5,803 人 (2.19%)、2016 年 5,058 人 (1.69%)、2017 年 7,089 人 (1.99%)、2018 年 9,052 人 (2.13%)、2019 年 8,796 人 (1.7%)(法 務省出入国在留管理庁)
- ・米国務省は、世界各国の人身売買に関する 2021 年版の報告書で、国内外の業者が外国人技能実習制度を「外国人労働者搾取のために悪用し続けている」と指摘。
- ・岸田政権が、長期在留や家族の帯同が可能な「特定技能2号」(従来は建設・造船等2分野)について、受け入れを拡大検討。農業など14分野

で在留期限(従来は、最大5年間/家族帯同不可)をなくす方向で調整」 (2021年11月21日 朝日新聞)

7 インターネットと人権

- ○インターネット上での名誉棄損、誹謗中傷、ヘイトスピーチ
 - ・川崎市差別防止対策等審査会 条例に基づきヘイトスピーチ 5 件についてプロバイダーに削除要請の答申(2022 年 1 月 12 日)
- ○インターネット・モニタリング
 - ・神奈川県:ヘイトスピーチ、部落差別 川崎市:ヘイトスピーチ
- ○インターネット上での誹謗中傷に関する無料弁護士相談(神奈川県福祉子 どもみらい局共生推進本部室) 月1回(要予約)
- ○メディアリテラシー教育の必要性

8 被差別部落と人権

- ○部落差別解消推進法(部落差別の解消の推進に関する法律)(2016 年 12 月 施行)
- ○示現舎版『全國部落調査』復刻版出版事件

川崎市にある示現舎が、財団法人中央融和事業協会が1936年3月に刊行した被差別部落に関する報告書『全國部落調査』の復刻版の出版を予告し、予約の受け付けを開始。部落解放同盟からの申し立てにより、横浜地裁が同書の出版禁止とウェブサイト上のデータ削除を命じる仮処分を決定(2016年3月)。その後、部落解放同盟が、東京地裁に正式な出版・ウェブサイト掲

載差し止めを提訴(2016年4月)。

・2021年9月、出版禁止、ネットからの削除、損害賠償(488万円6,500円)支払いを命じる判決(東京地裁)。

原告(部落解放同盟員 235 名)、被告(示現舎・鳥取ループ)ともに東京 高裁に控訴

- ・原告:①「プライバシーの侵害」は認められたが「差別されない権利の侵害」が認められなかった、②部落出身であることをネットや新聞などですでに公表している23人のプライバシーの侵害を認めなかった(カミングアウトとアウティングの問題)
- ・被告:学問・研究の自由

9 子どもと人権

- ○子どもの貧困
 - ・「子供の生活状況調査の分析報告書」(2021年12月 内閣府) 中学2年生とその保護者を対象にした調査 年収158万7,700円未満が相対的貧困状態にある家庭-12.9%(40人学級に5人) ひとり親世帯50.2%、母子世帯54.4%が相対的貧困世帯
 - ・子ども食堂 2012年、東京都大田区「気まぐれ八百屋だんだん」から始まる。

全国に 6,007 か所 (2020 年 4,960 か所) /神奈川県内 372 か所 (全国 4 位/1 位東京都、2 位大阪府、3 位兵庫県) (2021 年 12 月 認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえ による調査)

○ヤングケアラー

・世話をしている家族がいる 中学 2 年生 5.7%、全日制高校 2 年生 4.1% (2020 年 文部科学省)

小学生 6.5%、大学生 6.2% (2022 年 4 月 日本総研)

○子ども性被害

・児童買春被害者数 1,504 人(2021年) /1,779 人(2012年)
 SNS に起因する子どもへの重要犯罪(略取誘拐、強制性交等)の被害者数 141 人(2021年) /24 人(2012年) 被害者が先に投稿した事案が 72.6%(2021年 警察庁)

○外国につながる子どもたちへの教育

・公立学校に在籍する外国籍児童・生徒 93,133 人/日本語指導が必要な外国籍児童・生徒 40,755 人(県内 657 校・4,453 人)/日本語指導が必要な日本国籍児童・生徒 10,371 人(県内 417 校・1,623 人)/未就学の可能性がある外国籍児童・生徒 19,471 人(2020 年 文部科学省 ※調査は 2018 年度)

10 21世紀は人権の世紀

- ○20世紀の2度にわたる世界大戦
 - ・第1次世界大戦 1914年7月~1918年11月 化学兵器、航空機による市街地への絨毯爆撃

死者:戦闘員約900万人、非戦闘員約700万人

· 第 2 次世界大戦 1939 年 9 月~1945 年 9 月

ロケット兵器 (ミサイル)、核兵器、ホロコースト

死者: 戦闘員 2200 万人~2500 万人、非戦闘員 3800 万人~5500 万人

○世界人権宣言(1948年12月10日第3回国連総会で採択)

「第1条 すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と 権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、 互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。(中略)

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」(以下略)(アムネスティ日本ホームページより抜粋)

- ・世界人権デー 12月10日
- ·人権週間(日本)12月4日~10日
- ○「時代は「人権の世紀」と呼ばれる 21 世紀に入った。「人権の世紀」という言葉には、全人類の人権の実現という壮大な達成目標が示されていると同時に、過去、人権の実現のためにたゆみなく続けられてきた努力が報われ、一斉に開花し、結実する世紀であってほしいという全人類の熱望が込められている。」(法務省ホームページより抜粋)
- ○日本が締結している主な人権条約 ※日本の締結年はゴチック表記難民条約(1951年、1995年)、女性参政権条約(1953年、1955年)、 人種差別撤廃条約(1965年、1995年)、市民的および政治的権利に関する

国際規約(自由権規約)(1966年、1979年)、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約(社会権規約)(1966年、1979年)、女性差別撤廃条約(1979年、1985年)、拷問等禁止条約(1984年、1999年)、子どもの権利条約(1989年、1994年)、障害者権利条約(2006年、2014年)○核兵器禁止条約 2021年1月21日発効(50か国が批准)※日本不参加○核兵器保有国:米国、ロシア、中国、英国、フランス、インド、パキスタン、イスラエル、朝鮮民主主義人民共和国 9か国核兵器開発疑惑:イラン、シリア、ミャンマー 3か国

○核戦争の危機

米国 (トランプ政権)・ミリー統合参謀本部議長→中国・李連合参謀部参謀長に電話 2019 年 10 月 (大統領選挙選終盤)、2020 年 1 月 (連邦議会議事堂襲撃) (2021 年 9 月 16 日 AP 通信)

核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN) →2017 年ノーベル平和賞

○2022 年 2 月 24 日 ロシアがウクライナに侵攻

(一般社団法人神奈川人権センター 深田独)